

境港市定置用蓄電池普及促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「蓄電池」という。）の普及を促進し、もって地球環境への負荷の低減と環境保全意識の高揚を図るとともに、県内における再生可能エネルギー関連産業等の振興を目的として、境港市定置用蓄電池普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(対象設備)

第2条 補助金の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、別表1第2欄に定めるものとする。

2 なお、対象設備は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者。以下同じ。）が受注及び設置工事を行う設備に限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表1第1欄に定める住宅または建物（以下、「住宅等」という）に対象設備を設置する者（対象設備を法定耐用年数にわたって設置することについて当該住宅等の所有者の承諾を受けている者を含む）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 申請日時点において、本市に住民登録がある者（居住予定の者にあつては年度内に住民登録予定の者）
 - (2) 申請日時点において、本市に法人市民税の登録をしている法人又は事業に係る所得の申告をしている個人事業主（以下、「法人等」という）
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象となることはできない。
- (1) 申請日時点において、市税の滞納がある者
 - (2) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- 3 補助金の交付は、自らが居住する市内の住宅は1世帯につき1回限り、自らが事業用として利用する市内の建物は1法人等につき1回限りとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表1第3欄に定める補助単価に対象設備の蓄電容量を乗じて得た額(同表の第4欄の規定により算出した額を限度とする。)以下とする。ただし、本補助金の総額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象設備に係る設置工事着手前に補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置に係る契約書又は見積書の写し
 - (2) 対象設備の仕様が分かるカタログ等
 - (3) 対象設備の概要書(別紙1)
 - (4) 対象設備の設置費用内訳書(別紙2)
 - (5) 対象設備に係る設置工事着手前の現況写真
 - (6) 対象設備の設置後の状態を示す図面
 - (7) 対象設備の設置予定住宅等の位置図
 - (8) 太陽光発電設備設置に係る電力会社との受給契約書の写し(電力需給契約の締結を行う場合のみ)
 - (9) 境港市税の申告・納付状況調査同意書(様式第2号)
 - (10) 承諾書(申請者と設置住宅等の所有者が異なる場合のみ)(別紙様式)
 - (11) 法人等が申請者の場合、役員名簿等(住所・氏名・生年月日が記載のもの)
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定の時期等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、申請者に対して補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

(申請事項の変更等)

第7条 規則第8条第1項の市長が定める軽微な変更は、補助金額の増額又は減額を伴う変更以外の変更とする。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、対象設備の設置完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月16日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 対象設備の設置費に係る領収書の写し及び内訳書
- (2) 対象設備の設置工事完了後の現況写真
- (3) 補助対象者本人の住民票の写し又は補助対象者が対象設備を設置した住宅等を所有していることを証する登記事項証明書(3か月以内のもの)
- (4) 施工事業者報告書(様式第5号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助の対象となる費用の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 補助対象者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、仕入控除税額報告書(様式第6号)により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、規則第11条の規定により補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第7-4号)により速やかに申請者に通知する。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による補助金交付額確定通知後、補助金交付請求書(様式第8号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(取得財産等の管理)

第11条 補助金の交付を受けた者は、対象設備をその法定耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。この場合において、補助金の交付を受けた者は、災害その他の事故により対象設備が毀損され、又は滅失したときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(取得財産等の処分)

第12条 補助金の交付を受けた者は、対象設備の法定耐用年数の期限内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(協力の要請)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ、次に掲げ

る事項について協力の要請を行うことができる。

(1) 対象設備の使用状況の調査

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(手続代行者)

第14条 第5条に基づく補助金交付申請を行う者は、対象設備を販売する者(以下「手続代行者」という。)に対して、これらの手続きの代行を依頼することができる。

2 暴力団員等は、手続代行者になることはできない。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続きを偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

1 補助対象住宅等	2 対象設備	3 補助単価	4 1件当たりの補助金限度額
1 自らが居住する市内の住宅（店舗、事業所等との併用住宅を含む。）	次のいずれの要件も満たすもの。 (1)設置前において使用に供されていないこと。 (2)蓄電容量が1kWh以上の蓄電池部分とインバータ、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、日本産業規格、IEC等の国際規格に適合していること。	1kWhあたり60千円	1件当たり400千円又は補助金の交付対象額に3分の1を乗じて得た額のいずれか低い額を上限とする。なお、補助金の交付対象額には次に掲げる経費を含めないこと。 (1)国若しくは他の地方公共団体の補助金又は寄附金その他の収入 (2)補助対象者と同一の代表者又は資本関係がある事業者への発注に要する経費 (3)仕入控除税額（補助金の交付対象額に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下に同じ。）
2 自らが事業用として利用する市内の建物	(3)10kW未満の太陽光発電システムと連系するものであること。		